

0250100 個人別管理資産移換依頼書

本帳票は、転職等により入社し、加入者資格を新規に取得した従業員のうち、転職前に他の確定拠出年金制度（企業型年金および個人型年金）に加入していた者がいた場合、以前に加入していた年金制度の個人別管理資産を、現在の企業型年金制度に移換するために提出する書類です。

従業員本人が記入・押印し、移換先の事業主が JIS&T に提出します。

記入例

確定拠出年金 個人別管理資産移換依頼書

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 御中
 私は以下の企業が実施する企業型確定拠出年金の加入者資格を取得しましたので、**①** ① 記入日 20 YY 年 MM 月 DD 日
 他の確定拠出年金制度における個人別管理資産額を移換することを依頼します。

下記留意事項をご確認いただき、太枠線内をもれなくご記入ください。
 記入箇所を訂正の際は、訂正箇所にも二重取消線を引き印鑑欄に使用した印鑑にて訂正印を押印のうえ、余白に訂正後の内容を記載ください。

移換先確定拠出年金制度に関する内容

② 契約番号 7 6 5 4 3 2 1 契約名 ○○○確定拠出プラン

① 企業番号(※1) 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0
 従業員番号(※1) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

② 加入者口座番号(※1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 ③ 基礎年金番号(※1) 4 1 1 1 - 4 9 9 1 2 3

①～③のいずれか1つをご記入ください

③ 加入者氏名 確定 靖子 (印) 生年月日(西暦) 1 9 6 6 年 2 1 月 4 日 性別 1.男 2.女

移換元確定拠出年金制度に関する内容

確定拠出年金制度の種類(※2)	記録関連運営管理機関名称(※3)	記録関連運営管理機関登録番号
<input checked="" type="checkbox"/> 1 企業型	<input checked="" type="checkbox"/> 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)	0 0 0 0 0 1 1
	<input type="checkbox"/> 損保ジャパンDC証券(株)	0 0 0 0 0 1 5
<input type="checkbox"/> 2 個人型	<input type="checkbox"/> 日本レコードキーピングネットワーク(株)	0 0 0 0 0 7 4
	<input type="checkbox"/> SBIベネフィット・システムズ(株)	0 0 0 0 1 1 5
<input type="checkbox"/> 3 自動移換済み (自動移換とは、企業型の資格喪失後6ヶ月を経過し、国民年金基金連合会(特定運営管理機関)へ自動的に移換されることを言います。)		8 8 0 0 0 0 0

【ご留意事項】

- これまでに確定拠出年金制度に加入されたことがない場合には、本依頼書の提出は不要です。
- 重複して複数の確定拠出年金制度の加入者となることはできません。
 移換元確定拠出年金制度については加入者資格を喪失している必要があります。
 (個人型の加入者資格喪失手続は、加入者本人が受付金融機関を通じて行う必要があります)
- ※1 「企業番号」+「従業員番号」、「加入者口座番号」、「基礎年金番号」の何れかを記入してください。
 なお、複数の項目を記入した場合、(1)「加入者口座番号」、(2)「企業番号」+「従業員番号」、(3)「基礎年金番号」の順位で加入者の特定を行い、優先順位の劣後する項目は処理上使用しません。
- ※2 移換元確定拠出年金制度の種類(1～3)のうち、該当の□にチェックしてください。
- ※3 企業型あるいは個人型から移換する場合は、移換元の記録関連運営管理機関名称の□にチェックしてください。

<個人情報の「利用目的」>
 当社における加入者などに関する個人情報の利用目的は以下のとおりです。
 1. 確定拠出年金制度に係る運営管理業務およびその付随業務の遂行。
 2. 確定拠出年金業務の運営に携わる関係機関に対する情報の提供。ただし、以下の要件のいずれかを満たす場合。
 ⅰ) 法令に基づく場合
 ⅱ) 当該関係機関の確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な場合
 ⅲ) ご本人にご同意いただいた場合

なお、事業主、国民年金基金連合会および当社を含む運営管理機関は、確定拠出年金法において、確定拠出年金に係る業務の遂行に必要な範囲内で加入者等の個人情報を保管、使用しなければならないこととされています。

記入要領

①記入日

- 記入日…………… 依頼書を記入した年月日を記入します。

②加入者情報

<契約番号><契約名><企業番号>については、加入者へお知らせください。

他の年金制度から現在の企業年金制度への移換手続きに際しましては「基礎年金番号」が必要となります。万が一未登録の場合には、【加入者口座属性変更通知書】または「加入者属性変更データ」により速やかに登録をお願いいたします。
 なお、この登録が遅れますと、移換手続きが遅延する場合がありますのでご注意ください。

- 契約番号…………… JIS&T より通知された契約番号（7桁）を記入します。
- 契約名…………… 企業型年金規約の名称を 30 文字以内で記入します。
 【企業属性登録・変更通知書】で記載する<契約名>と合わせます。
- 企業番号※…………… JIS&T より通知された企業番号（7桁）を記入します。
- 従業員番号※…………… JIS&T に登録されている従業員番号（左詰）を記入します。
- 加入者口座番号※…………… 【口座開設のお知らせ（企業控）】で通知された加入者口座番号（10桁）を記入します。
- 基礎年金番号※…………… 基礎年金番号（10桁）を記入します。
- 加入者氏名…………… JIS&T に登録されている戸籍上の氏名を記入します。
- 印…………… 確認印を押印します（認印可）。外国人および海外居住の日本人の場合は、署名も認められます。
- 生年月日…………… 加入者の生年月日（右詰）を西暦で記入します。
- 性別…………… 加入者の性別にチェックします。

※「企業番号」＋「従業員番号」、「加入者口座番号」、「基礎年金番号」の何れかを記入してください。なお、複数の項目を記入した場合、(1)「加入者口座番号」、(2)「企業番号＋従業員番号」、(3)「基礎年金番号」の順位で加入者の特定を行い、優先順序の劣後する項目は処理上使用しません。

③他の制度に関する内容（移換元）

移換元の記録関連運営管理機関が JIS&T のときは加入者資格喪失時に送付している【加入者資格喪失手続完了通知書】を参照の上、ご記入いただきますよう加入者にご説明ください。

Ⅲ帳票編 2. JIS&T へ提出する帳票

- 制度の種類…………… 当該帳票を記入する時点で、移換する加入者の確定拠出年金制度における資産を管理している制度（移換元）を選択します。‘3 自動移換済み’とは、企業型の資格を喪失し6ヶ月を経過したため自動的に国民年金基金連合会（特定運営管理機関）へ移換され、資産を管理されている場合です。
- 記録関連運営管理機関名称… 上記【制度の種類】で‘1 企業型’、‘2 個人型’を選択した場合、直前制度での「記録関連運営管理機関の名称」を選択し、□にチェックをします。